

改正案	現行
<p>一 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）<u>第二十条</u>第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波（以下「他の電磁波」という。）が有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための有線テレビジョン放送等の条件</p> <p>有線テレビジョン放送等は、次の各号の基準に適合すること。</p>	<p>一 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）<u>第二十六条</u>第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波（以下「他の電磁波」という。）が有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための有線テレビジョン放送等の条件</p> <p>有線テレビジョン放送等は、次の各号の基準に適合すること。</p> <p>1 <u>アナログ変調方式による有線テレビジョン放送等</u></p> <p><u>有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式（送信の方式が標準テレビジョン放送方式又は標準衛星テレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。）の場合にあつては、次のとおりとする。</u></p> <p>(一) <u>有線テレビジョン放送等の送信の方式が標準テレビジョン放送方式である場合にあつては、主観評価（第三項第1号に規定する主観評価をいう。以下同じ）、客観評価（第三項第2号に規定する客観評価をいう。以下同じ）若しくはテレビ受信機による画面評価（次項第2号に規定する画質の劣化が検知されないことの確認を行うこと）をいう。以下同じ。）により他の電磁波からの有線テレビジョン放送等への影響が検知されないこと、又はスペクトルマスク評価（第三項第3号に規定するスペクトルマスク評価をいう。以下同じ。）により求められた妨害波レベルが別図第四号から別図第六号までに示すスペクトルマ</u></p>

1 前項に規定する基準に適合することを確認する事項及びその方法

- 1 有線テレビジョン放送等の送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式である場合にあつては、次項に定める方法により測定したビット誤り率（短縮化リードソロモン（204, 188）符号による誤り訂正前をいう。以下同じ。）が 1×10^{-4} 以下であること。
- 2 有線テレビジョン放送等の送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式又は標準テレビジョン放送方式である場合にあつては、次項に定める方法により測定したビット誤り率が 1×10^{-4} 以下であること又は同項に定める方法により測定した妨害波のレベルが別図第三号から別図第八号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

1 前項に規定する基準に適合することを確認する事項及びその方法

- 1 デジタル変調方式による有線テレビジョン放送等
有線テレビジョン放送等の送信の方式がデジタル変調方式（送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式、広帯域伝送デジタル放送方式、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。）の場合にあつては、次のとおりとする。
 - 1 (同上)
 - 2 有線テレビジョン放送等の送信の方式が、標準衛星テレビジョン放送方式である場合にあつては、主観評価、客観評価又はテレビ受信機による画面評価により他の電磁波からの有線テレビジョン放送等への影響が検知されないこと。
- 2 デジタル変調方式による有線テレビジョン放送等
有線テレビジョン放送等の送信の方式がデジタル変調方式（送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式、広帯域伝送デジタル放送方式、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。）の場合にあつては、次のとおりとする。
 - 1 (同上)
 - 2 有線テレビジョン放送等の送信の方式が、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準テレビジョン放送方式である場合にあつては、次項に定める方法により測定したビット誤り率が 1×10^{-4} 以下であること又は同項に定める方法により測定した妨害波のレベルが別図第七号から別図第十一号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

確認する事項は、隣接チャンネル妨害、スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害とし、その方法は、次のとおりとする。

1 隣接チャンネル妨害の確認方法

隣接チャンネル妨害については、他の電磁波を有線テレビジョン放送等の搬送波の上側又は下側に隣接して伝送した場合、有線テレビジョン放送等が前項に規定する基準に適合することを確認することとし、その評価試験方法は、次のとおりとする。

(一) (略)

(二) デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置（他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。）を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の上側に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価（第三項に規定するスペクトルマスク評価をいう。以下同じ。）により妨害波のレベルの測定を行い、前項の基準を満たすことを確認する。

1 (同上)

(一) (同上)

(二) アナログ変調方式（送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式である場合を除く。同号(一)及び(二)において同じ。）にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置（他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。）を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の上側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知レベル差（次項第1号(一)又は第2号(一)に規定する検知レベル差をいう。以下同じ。）を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式（送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式及び広帯域伝送デジタル放送方式である場合を除く。同号(一)において同じ。）にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の上側

(三) デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式にあつては有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項の基準を満たすことを確認する。

2 スプリアス妨害の確認方法

スプリアス妨害については、有線テレビジョン放送等が下り（電磁波の伝送がヘッドエンド側から受信者端子側に向かう流れをいう。以下同じ。）又は上り（電磁波の伝送が受信者端子側からヘッドエンド側

に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

(三) アナログ変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあつては有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

(四) 有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式の場合にあつては、主観評価又は客観評価によつて求められた検知限レベル差が確保されている状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認する。

2 (同上)

に向かう流れをいう。以下同じ。)の他の電磁波の高調波、雑音、その他のスプリアス(以下「スプリアス」という。)に対して、前項に規定する基準に適合することを確認することとし、その評価試験方法は、次のとおりとする。

(一)・(二) (略)

(三) 有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、**前項**の基準を満たすことを確認する。

(四) (略)

(五) 有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等

(一)・(二) (同上)

(三) **アナログ変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、テレビ受信機による画面評価を行い、客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、**同項第2号**の基準を満たすことを確認する。**

(四) (同上)

(五) **アナログ変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有**

の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項の基準を満たすことを確認する。

線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、テレビ受信機による画面評価を行い、客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

(カ) 有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式の場合にあつては、テレビ受信機による画面評価によつて画質の劣化が検知されないと確認された状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認し、又は客観評価によつて求められる検知限レベル差が確保されている状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認する。

3 光波長多重による光波長間の妨害の確認方法

光波長多重による光波長間の妨害については、有線テレビジョン放送等に使用する光波長と有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する光波長（以下「他の光波長」という。）を多重し、伝送する場合は、有線テレビジョン放送等が前項に規定する基準に適合することを確認することとし、その評価試験方法は次のとおりとする。

3 (同上)

(一) 評価試験は、有線放送設備又は同等の条件を満足する試験施設で行うこととし、評価試験系統は、別図第九号に示すとおりとする。

(二) 有線テレビジョン放送等に使用する光波長をPN符号発生器、デジタルテレビ変調器及び光送信機を用いて発生させ、同時に全ての下りの他の光波長を試験信号発生装置及び光送受信機を用いて発生させて有線テレビジョン放送等に使用する光波長と多重し、かつ、伝送させ、全ての下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件において、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項の基準を満たすことを確認する。

(一) 評価試験は、有線放送設備又は同等の条件を満足する試験施設で行うこととし、評価試験系統は、別図第十三号に示すとおりとする。

(二) アナログ変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等に使用する光波長を標準信号発生器、テレビ変調器及び光送信機を用いて発生させ、同時に全ての下りの他の光波長を試験信号発生装置及び光送受信機を用いて発生させて有線テレビジョン放送等に使用する光波長と多重し、かつ、伝送させ、全ての下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件において、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等に使用する光波長をPN符号発生器、デジタルテレビ変調器及び光送信機を用いて発生させ、同時に全ての下りの他の光波長を試験信号発生装置及び光送受信機を用いて発生させて有線テレビジョン放送等に使用する光波長と多重し、かつ、伝送させ、全ての下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件において、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

(三) 有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式の場合にあつては、下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件の下で主観評価又は客観評価によつて求められた検知限レベル差が確保されている状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認する。

三 其他の電磁波又は他の光波長が有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないことを確認するための評価方法

1 主観評価の方法

(一) 評価用画像

四種類以上の画像を評価すること。

(二) 評価者

評価者は、非専門家十五名以上であることとし、また、評価者の視力及び色覚は評価の実施に支障がないものであること。

(三) 観視条件

別表のとおりとし、別図第三号に示す観視概略図を参照すること。

(四) 評価方法

(1) 評価者はまず、標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波によりテレビ受信機に評価用画像が表示されていることを確認する。

(2) 隣接チャンネル妨害の確認にあつては、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。また、光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては、別図第十三号に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。

(3) 評価者は、可変減衰器を操作しながらテレビ受信機を確認し、画質の劣化の生じない範囲内で最小の減衰量を記録し、評価用画像一枚分の評価とする。

(4) 評価者は、異なる評価用画像を用い、(1) から (3) までの手順で評価を行い、全ての評価用画像による評価を行う。当該評価の終了後、評価者を変えて再び評価を実施する。

(5) 光波長多重による光波長間の妨害の確認は、アナログ変調方式を用いて伝送される全ての映像信号搬送波について(1) から(4)までの手順で評価を行う。

(6) 評価は、評価者一名ごとに行い、その評価結果は他の評価者に伝えてはならない。

(五) 検知レベル差の算出

隣接チャンネル妨害の確認にあつては他の電磁波を有線テレビジョン放送等の搬送波の上側及び下側に隣接伝送する場合ごとに行い、光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては全ての下りの他の光波長を伝送させた状態においてアナログ変調方式により伝送される映像信号搬送波ごとに行い、記録結果を次により処理する。

(1) 評価用画像ごとに評価者全員の記録結果の減衰量の平均値 α と標準偏差 σ を計算し、 $\alpha + 2\sigma$ の減衰量に相当する下りの他の電磁波の搬送波のレベルを求める。

(2) 評価用画像ごとに有線テレビジョン放送等の搬送波と下りの他の電磁波の搬送波とのレベルの差を求める(他の電磁波の搬送波のレベルが高い場合はマイナス表示とする)。

(3) 全ての評価用画像のレベルの差の中で、最も値の大きいものを検知レベル差とする。

2) 客観評価の方法

(一) 評価用画像

四種類以上の画像を評価すること。

(二) 評価方法

(1) 標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波によりテレビ受信機に評価用画像が表示されていることを確認し、この時の評価画像を基準画像として記録する。

(2) 次の場合ごとに他の電磁波又は全ての下りの他の光波長を発生させる。

ア 隣接チャンネル妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

イ 下りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す信号発生部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

ウ 上りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す測定部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

エ 光波長多重による光波長間の妨害の確認を行う場合は、別図第十三号に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。

(3) 客観評価測定器に(1)で記録した基準画像と受信した評価画像

を入力する。

(4) 可変減衰器を操作し、客観評価測定器によって得られる基準画像と評価画像との差分情報により、推定される二重刺激連続品質尺度の値が十二・五となる減衰量を記録し、評価用画像一枚分の評価とする。

(5) 異なる評価用画像を用い、(1)から(4)までの手順で評価を行う。

(6) スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては、アナログ変調方式により伝送される全ての映像信号搬送波について(1)から(6)までの手順で評価を行う。

(三) 検知レベル差の算出

隣接チャンネル妨害の確認にあつては他の電磁波を有線テレビジョン放送等の搬送波の上側及び下側に隣接伝送する場合ごとに行い、スプリアス妨害の確認にあつては他の電磁波を上り及び下りで伝送する場合ごとに行い、光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては全ての下りの他の光波長を伝送させた状態においてアナログ変調方式により伝送される映像信号搬送波ごとに行い、記録結果を次により処理する。

(1) 評価用画像ごとに記録結果の減衰量に相当する下りの他の電磁波の搬送波のレベルを求める。

(2) 評価用画像ごとに有線テレビジョン放送等の搬送波と下りの他の電磁波の搬送波とのレベルの差を求める（他の電磁波の搬送波のレベルが高い場合はマイナス表示とする。）。

三 | スペクトルマスク評価の方法

- 1 | PN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波により、テレビ受信機に画像が表示されていることを確認する。
- 2 | 有線テレビジョン放送等に使用する搬送波のレベルを測定し、搬送波のレベルの平均値をスペクトルマスクの基準値とする。
- 3 | スペクトルマスク評価の測定対象の有線テレビジョン放送等の搬送波の送出を停止させた状態で、次の場合ごとに他の電磁波又は全ての下りの他の光波長を発生させる。
 - (一) 隣接チャンネル妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
 - (二) 下りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す信号発生部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
 - (三) 上りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す測定部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

(3) 全ての評価用画像のレベルの差の中で、最も値の大きいものを検知限レベル差とする。

3 | (同上)

- (一) 標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の映像信号搬送波、又はPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波により、テレビ受信機に画像が表示されていることを確認する。
- (二) 有線テレビジョン放送等に使用する搬送波のレベルを測定し、アナログ変調方式にあつては映像搬送波の尖頭値を、デジタル変調方式にあつては搬送波のレベルの平均値を、それぞれスペクトルマスクの基準値とする。

(三) | (同上)

(1) | (同上)

(2) | (同上)

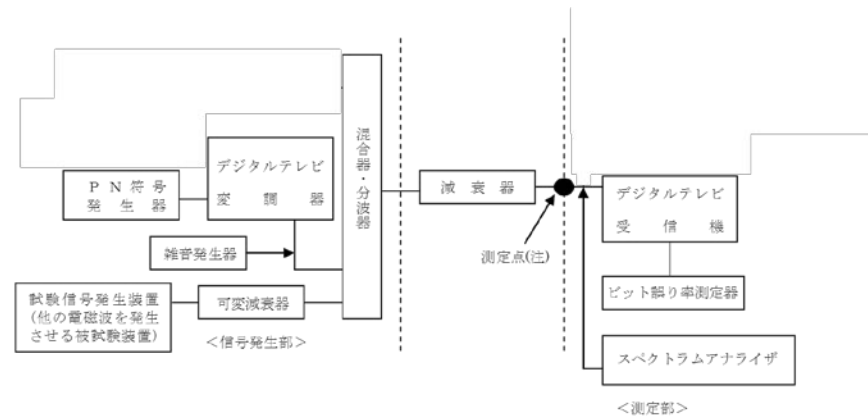
(3) | (同上)

(四) 光波長多重による光波長間の妨害の確認を行う場合は、**別図第九号**に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。

4) スペクトルマスクにより規定された周波数帯域において、妨害波のレベルを記録する。

5) スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては、伝送される全ての搬送波について、**第1号から前号までの手順**で評価を行う。

別図第一号 隣接チャンネル妨害の評価試験系統図



注 測定点は、有線放送設備において、搬送波と雑音のレベル差（以下「CN比」という。）が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点を設定するものとする。

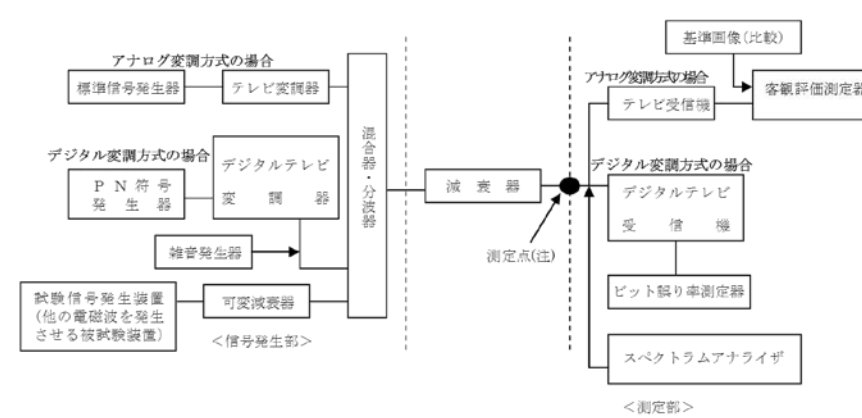
別図第二号 スプリアス妨害の評価試験系統図

(4) 光波長多重による光波長間の妨害の確認を行う場合は、**別図第十三号**に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。

(四) (同上)

(五) スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害の確認にあつては、**標準テレビジョン放送方式により伝送される全ての映像信号搬送波又はデジタル変調方式により伝送される全ての搬送波について、(一)から(四)までの手順**で評価を行う。

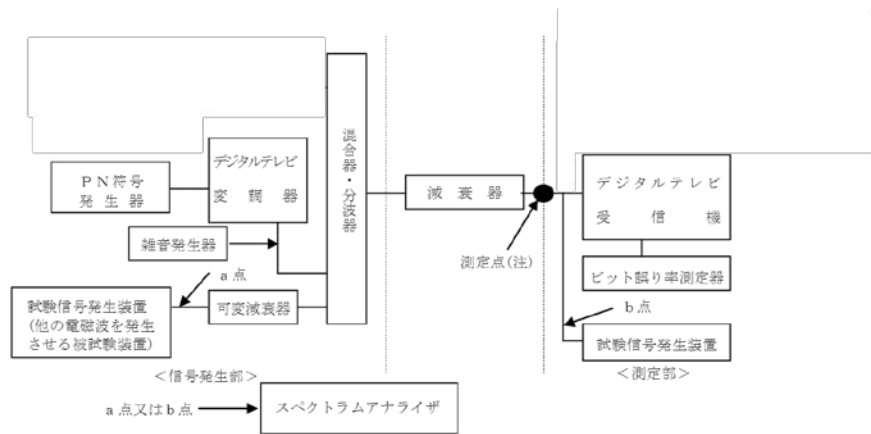
別図第一号 (同左)



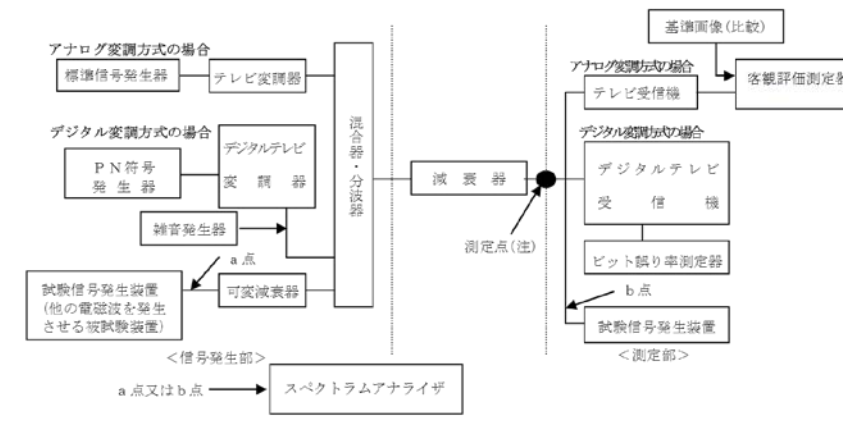
注 測定点は、**以下のとおり**設定するものとする。

- 1) **アナログ変調方式の場合は、有線放送設備において、搬送波と雑音のレベル差（以下「CN比」という。）が最も大きい受信者端子又はそれ以上のCN比となる地点。**
- 2) **デジタル変調方式の場合は、有線放送設備において、CN比が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点。**

別図第二号 (同左)



注 測定点は、有線放送設備において、CN比が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点を設定するものとする。



注 測定点は、以下のとおり設定するものとする。

- 1 アナログ変調方式の場合は、有線放送設備において、CN比が最も大きい受信者端子又はそれ以上のCN比となる地点。
- 2 デジタル変調方式の場合は、有線放送設備において、CN比が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点。

別図第三号 観視概略図
(図略)

別図第四号 標準テレビジョン放送方式の下側周波数のスペクトルマスク
(図略)

別図第五号 標準テレビジョン放送方式の上側周波数のスペクトルマスク
(図略)

別図第六号 標準テレビジョン放送方式のスペクトルマスク
(図略)

別図第七号 (同左)

(同左)

別図第八号 (同左)

別図第三号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）の下側周波数のスペクトルマスク
(図略)

別図第四号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送

等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）
の上側周波数のスペクトルマスク

(図略)

別図第五号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送
等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）
のスペクトルマスク

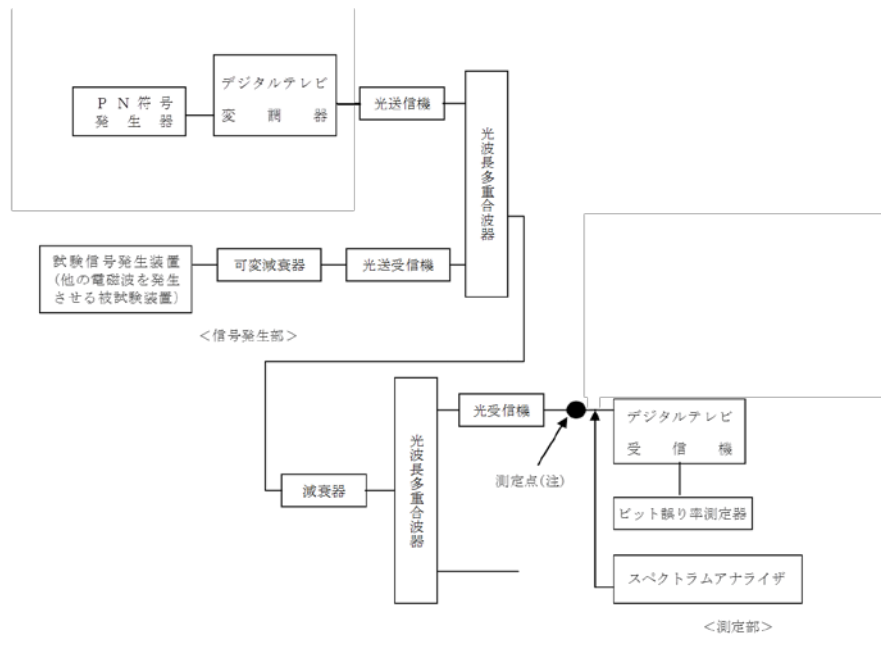
(図略)

別図第六号 標準デジタルテレビジョン放送方式の下側周波数のスペクトルマスク
(図略)

別図第七号 標準デジタルテレビジョン放送方式の上側周波数のスペクトルマスク
(図略)

別図第八号 標準デジタルテレビジョン放送方式のスペクトルマスク
(図略)

別図第九号 光波長多重による光波長間の妨害の評価試験系統図



(同左)

別図第九号 (同左)

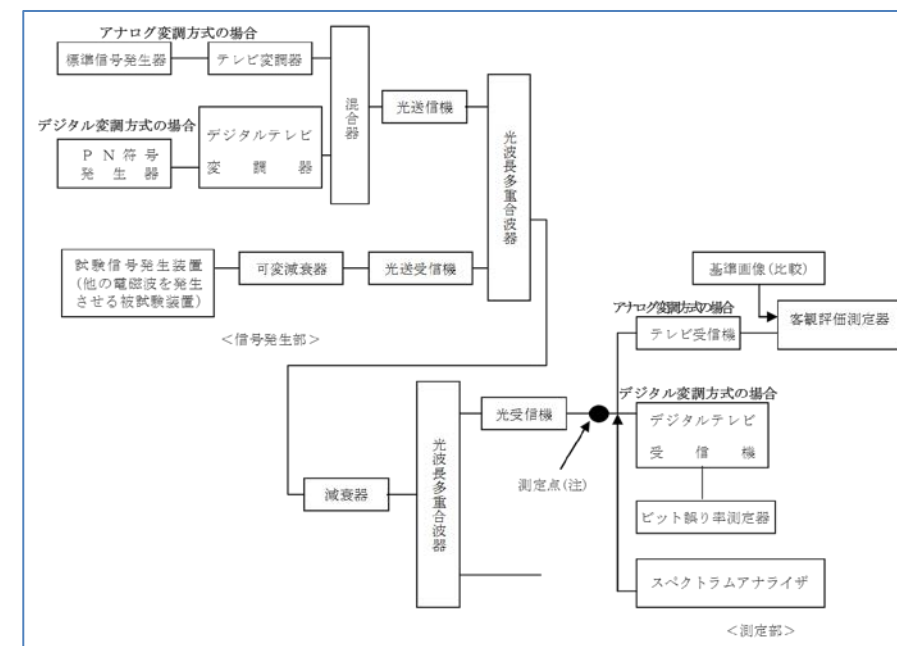
(同左)

別図第十号 (同左)
(同左)

別図第十一号 (同左)
(同左)

別図第十二号 (同左)
(同左)

別図第十三号 (同左)



別表 観視条件

項目	パラメータ値
視距離	標準テレビジョン放送方式(SDTV) : 6H (H : 画面の高さ) 高精細度テレビジョン放送方式(HDTV) : 3H
画面のピーク輝度	150~250cd/m ²
非発光画面のピーク輝度に対する比	0.02以下
黒レベル輝度のピーク輝度に対する比(暗室での測定)	0.01以下
モニタ設置場所背景輝度のピーク輝度に対する比	0.15程度
室内照明(周囲照度)	低いこと モニタ画面に照明あるいは外来光が映り込まないこと
モニタ設置場所の背景色	D ₆₅
モニタ及び背景を視視する角度	SDTV : 43° H x 57° W以上 HDTV : 53° H x 83° W以上
画面サイズ	SDTV : 20インチ以上 HDTV : 30インチ以上